

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（個） 第 3 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成28年5月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が不審者とされた平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇で発生した事案情報 管理番号〇〇（以下「本件不審者情報」という。）の関係書類一切」の開示を請求した。

これに対して、実施機関は、条例第10条第1項第2号に掲げる「保有個人情報を特定するために必要な事項」の記載に不備があるとして、平成28年5月30日付けで同条第4項により開示請求書の補正を求めたところ、審査請求人は、同年6月1日、本件不審者情報に係る次の「4件の事務についての関係書類一切」とし、所属について「関係事務に係る全ての部署の文書」とする開示請求の補正（以下「本件請求」といい、このうち（1）の事務に係る請求を「本件請求1」という。）を行った。

- （1）要望や苦情の申出に係る事務
- （2）警察安全相談事務
- （3）広島県警メールマガジン（犯罪発生マップ登録含む。）などによる犯罪情報発信事務
- （4）広島県情報公開・個人情報保護審査会にかかわる事務

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が複数の所属にわたり、かつ、多量であるため、条例第12条第2項の規定に基づき、平成28年6月2日付けで開示決定等の期間の延長を行い、〇〇警察署（以下「〇〇署」という。）が保有する別紙記載の文書（以下総称して「本件対象情報」という。）を本件請求1に係る保有個人情報として特定の上、本件対象情報には条例第14条第3号及び第7号の不開示情報が含まれるとして自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年7月1日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報として、本件処分のほかに2件の自己情報開示決定及び4件の自己情報部分開示決定を行い、また、本件請求1を除く上記1（2）から（4）までの事務に係る保有個人情報として、6件の自己情報部分開示決定を行い、それぞれ同日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年7月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法

(平成26年法律第68号)第2条の規定により、広島県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分は不適切であるから、再度の開示決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

請求と無関係な書類が開示決定されていた。

これは本件処分が不適切であり、必要書類が開示されていない可能性もある。不要な書類まで開示することは許されない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象情報について

(1) 特定した行政文書

本件請求の対象となる行政文書は、本件不審者情報に係る上記第2の1(1)から(4)までの事務についてのものであり、そのうち、本件請求1に係る保有個人情報として特定した本件対象情報は、同(1)の事務に関して、〇〇署が保有する別紙記載の文書である。

(2) 本件対象情報の内容及び本件対象情報と本件不審者情報との関係について

ア 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書(番号1, 2, 3 [別紙の「番号」欄に記載の番号を指す。以下同じ。])

当該行政文書は、審査請求人が、自分が本件不審者情報の当事者であることを申し立てたことにより対応した警察官の職務執行について、「〇〇警部は、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇署〇〇課において、申出人(審査請求者)の同意を取ることなく、令状もなく申出人の聴取を行った。申出人(審査請求者)は、当日、聴取を受けたとの認識はなかったが、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け回答書『回答7』で聴取であったと確認した。同意なく、知らないまま聴取を受け、聴取内容が個人情報として警察に残されることは不利益であり、精神的に苦痛を受けた。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

イ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書(番号4, 5, 6)

当該行政文書は、審査請求人が、本件不審者情報に関する苦情の申出に対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日、事実と異なることを情報発信され不審者扱いされた旨の苦情を警察に申し出た。〇〇署〇〇課長の〇〇警部は、私が、電話連絡を拒否したとの理由で、その苦情申出に対する回答をしなかった。それならば、書面で回答すべきであるのに、それを怠ったため、私は苦情に対する調査結果を受け取るこ

とができなかった。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

ウ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号7, 8, 9）

当該行政文書は、審査請求人が、本件不審者情報に関する審査請求人の相談簿を作成した警察職員の職務執行について、「〇〇警部に対し、犯罪発生マップやメールの件は誤りであるので消去せよ、通報者・関係者の情報を提供せよと要求したもので、相談ではない。それにも関わらず、相談簿を作成することは目的外のものであり、不法なものだ。」、「自己情報利用停止請求書に対する補正通知（平成〇〇年〇〇月〇〇日付広総務第775号）の内容のうち、警察安全相談取扱要綱の制度について（通達）には本人の同意がなく相談簿が作成できる規程はないのに『警察が相談簿を作成するのに本人（相談者）の同意は必要ないこと』を理由とし、虚偽の説明をして補正を求めたため、申出人の補正を混乱させ妨害した。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

エ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号10, 11, 12）

当該行政文書は、審査請求人が、審査請求人の本件不審者情報に関連する審査請求人の問い合わせに対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇署〇〇課長〇〇警部に対し、〇〇小学校の写真撮影禁止看板について問い合わせしたところ、翌日、携帯電話で回答を拒否された。公共施設の利用を制限する内容の看板についての問い合わせであり、回答を拒否することは県民の知る権利を無視したものである。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

オ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号13, 14, 15）

当該行政文書は、審査請求人が、上記エで申し出た法定苦情の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書について、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで、広島県警察本部は広島県公安委員会に対し、処理案を提出することなく放置している。広島県公安委員会補佐室長は、遅れの理由を調査のためと言っているが、本件については、調査の必要はない。〇〇警部は助言の有無内容は承知しており、また、市教委・学校長への事実確認さえすれば、あとは広島県警の見解をまとめるだけでよく、これほどの時間は必要ない。調査は必要性がなく理由にならない。迅速な処理を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

カ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号16, 17, 18）

当該行政文書は、審査請求人が、上記イで申し出た法定苦情の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇1668号『広島県公安委員会に申し出られた若情に対する調査結果につ

いて（報告）』（上記イの調査結果）の調査はずさんであり、想像力に欠け、判断も間違っている。苦情申し立てをした段階で県警から電話で苦情申し立ての確認・説明があり、回答は文書でと説明を受けているにも関わらず、面談で説明すること自体、問題である。苦情申し立ての当事者である警部2人から誰もいないところで話したいと言われれば、買収か脅迫かと考えて当然である。口調が穏やかであれば、かえって警戒するのが当たり前である。公安委員会に出された苦情申出の回答を警部が口頭で説明することは越権行為である。申出人の苦情申出が誤った判断・調査結果により台無しにされた。本件の再調査とこれに関係した警察職員の処分を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

キ 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け法定苦情に関する文書（番号19, 20, 21）

当該行政文書は、審査請求人が、上記ウで申し出た法定苦情の調査に関して対応した警察職員の職務執行について、「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第1585『広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（報告）』（上記ウの調査結果）の調査はずさんであり、判断も間違っている。広島県個人情報保護条例第5条に適正かつ公正な手段により収集しなければならないとある。申立人が聴取と考えていないにも関わらず、無断で収集すれば当然、問題である。聴取中、〇〇警部は関係者の名前を何度も間違え、メモも取る様子もなく、こちらが聞いているのかと思える態度であったのに、あとに相談簿ができているのには驚いている。関係ない理由を並べて正当化しているが、本人の同意なく相談していない申立人から個人情報を収集し記録することは問題である。申立人の苦情申出が誤った判断・調査結果により、台無しにされた。本件の再調査とこれに関係した警察官の処分を求める。」という趣旨の法定苦情の申出を、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により諮問実施機関に対して行ったことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

2 行政文書の特定及びその理由

本件対象情報は、上記1のとおり、審査請求人が諮問実施機関に法定苦情の申出をしたことについて審査請求人に関する個人情報が記載された行政文書である。

そして、審査請求人の当該法定苦情の申出は、いずれも本件不審者情報に関連する審査請求人の警察への請求や申出等に対応した警察職員の職務執行に対するものであり、全て本件不審者情報に関係していることから、本件対象情報として特定したものである。

3 不開示とした部分及びその理由

本件対象情報について、不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

(1) 別紙記載の全文書共通

ア 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名、印影及び警察職員の年齢

開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないため。

イ 警察電話番号

警察事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 別紙記載の番号2, 7, 11の文書のうち不開示とした部分

開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないため。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報等について

本件対象情報は、本件不審者情報の関係書類で、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項の規定により、警察職員の職務の執行について諮問実施機関に対して申出のあった苦情申出書による苦情（以下「法定苦情」という。）の処理に関して、実施機関の〇〇署において作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分は不適切であるとして再度の開示決定を求めているが、その理由は上記第3の2のとおりであり、当審査会においてその具体的な内容を確認するため、平成29年9月29日付け28広情個審第6号、同第7号、同第8号、同第9号、同第10号及び同第11号により審査請求人に対して意見書の提出を求めたところ、定めた期限までに当該意見書は提出されなかった。このため、審査請求書に記載された文言を文理上解釈すれば、審査請求人は実施機関が行った本件対象情報の特定に誤りがあると主張しているものと捉えるのが相当と認められる。

よって、以下、本件対象情報として〇〇署が保有する審査請求人に係る別紙記載の文書を特定したことの妥当性について検討する。

なお、実施機関は、本件対象情報について、上記第4の3のとおり、その一部が条例第14条第3号及び第7号の不開示情報に該当するとして本件処分を行っているが、審査請求の理由によれば、審査請求人はこれらの不開示情報の開示を求めていると認められるため、当該情報が不開示情報に該当するか否かについては検討しないものとする。

2 本件対象情報の特定の妥当性について

審査請求人から実施機関又は諮問実施機関に対して行われた本件不審者情報に係る要望又は苦情の申出について、当審査会において諮問実施機関にその状況を確認したところ、28件の法定苦情（以下「本件法定苦情」という。）の申出が該当するということであり、また、法定苦情に係る事務手続を確認したところ、苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）、広島県公安委員会の苦情の処理に関する規程（平成13年公安委員会規程第4号）及び「広島県公安委員会に対して申し出られる苦情の適正な処理について（通達）」により、おおむね次のとおり執行されているということであった。

(1) 警察本部及び県内の警察署で受け付けた苦情申出書は総務課公安委員会補佐室（以下「公安委員会補佐室」という。）に送付され、同室において諮問実施機関への受理報告を行う。

また、諮問実施機関から実施機関に対し、事実関係の調査・報告等を求め

る指示文書を発出する。

- (2) 警務部監察官室（以下「監察官室」という。）は、当該指示文書を受理し、実施機関への受理報告を行うとともに、原則として、法定苦情の対象職員が在籍する所属に対し、事実関係の調査・報告を指示する警察本部長通達を発出する。
- (3) 当該通達を受けた所属は、法定苦情の対象職員、当該事案に関係した職員等から聞き取りを行うほか、勤務日誌、事案受理票等の関係書類を精査するなどにより事実調査を実施し、調査結果について所属長名の報告書を作成した上で、実施機関に提出する。
- (4) 監察官室は、所属名の報告書を受理し、調査内容について不足等があれば、当該所属に対して追加で調査・報告を指示するほか、法定苦情の原因となった業務を主管する本部主管課に対して関係法令・規定等の解釈、対象職員の判断・行為の適否等について質疑するなどして、実施機関名の報告書を作成し、実施機関の決裁を受けた後、諮問実施機関へ報告する。
- (5) 公安委員会補佐室は、実施機関名の報告書を受理し、諮問実施機関への受理報告及び報告書の要旨の説明を行った上で、苦情の申出者に対して処理結果の通知を郵送する。

当審査会において本件対象情報を見分したところ、審査請求人から申出のあった本件法定苦情については、いずれも上記（1）から（5）までの分掌する事務手続に沿って、実施機関において文書が作成又は取得されていることを確認した。

また、上記（3）について、本件対象情報以外に事実調査の実施に関して作成又は取得した保有個人情報がないか諮問実施機関に確認したところ、所属長名の報告書の信ぴょう性を担保するために必要な文書又は報告書に添付すべき文書であれば、組織管理文書として報告書とともに保存されることとなるが、本件法定苦情においては、これらに該当する行政文書を作成又は取得していないため保有していないということであった。

さらに、上記（4）について、調査内容に不足等があった場合の追加の調査・報告の指示及び対象職員の判断・行為の適否等の質疑に関して作成又は取得した保有個人情報がないか諮問実施機関に確認したところ、実施機関（監察官室）から追加で調査・報告を文書で指示した事実はなく、仮に、報告書を受理した後に判明した新たな事項等があれば、聞取票等を作成し、実施機関名の報告書にその内容が盛り込まれることとなり、また、聞取票等も必要に応じて組織管理文書として当該報告書とともに保存されることとなるが、本件法定苦情においては、これに該当する行政文書を作成又は取得していないため保有していないということであった。

以上を踏まえると、本件対象情報以外に本件請求1に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情は見当たらず、また、実施機関はこれを保有していないとする諮問実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求1に係る保有個人情報として本件対象情報を特定し本件処分を行ったことは、妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

番号	保有個人情報の内容
1	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1008号）
2	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第1106号）（案）
3	苦情の処理結果について（通知，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第24号）の写し
4	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1162号）
5	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第1668号）（案）
6	苦情の処理結果について（通知，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第25号）の写し
7	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1246号）
8	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（報告）（案）
9	苦情の処理結果について（通知，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第26号）の写し
10	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第1608号）
11	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第219号）（案）
12	苦情の処理結果について（通知，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第75号）の写し
13	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第336号）
14	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（報告，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第440号）（案）
15	苦情の処理結果について（通知，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第164号）の写し
16	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第816号）
17	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）
18	苦情の処理結果について（通知，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第254号）の写し
19	公安委員会に申し出られた苦情の調査について（通達，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広監第817号）
20	広島県公安委員会に申し出られた苦情に対する調査結果について（伺い，起案日：平成〇〇年〇〇月〇〇日）

21	苦情の処理結果について（通知，平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広公委第255号）の写し
----	--

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 10. 20	・ 諮問を受けた。
29. 8. 25 (平成29年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 29 (平成29年度第6回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 27 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 12. 1 (平成29年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授